

伊賀市下水道事業経営検討委員会設置要綱

令和元年6月11日上下水道事業告示第1号

(設置)

第1条 伊賀市下水道事業の持続的かつ安定的な経営に関し必要な事項を調査審議するため、伊賀市下水道事業経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次の事項を調査及び審議し、その結果を答申する。

- (1) 下水道事業の経営状況の分析に関すること。
- (2) 下水道事業の使用料に関すること。
- (3) その他下水道事業の経営上管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道使用者を代表する者
- (3) 市民関係団体を代表する者
- (4) 市民から公募した者
- (5) その他管理者が必要と認める者

3 前項各号に掲げる委員の選任は、附属機関の委員等の選任に関する基準（平成21年伊賀市訓令第27号）の例によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する管理者の諮問事項に係る調査及び審議が終了し、管理者に答申する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、調査検討事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求める意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道部経営企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年6月11日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。